

訓練等及び消防活動における安全管理対策実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県消防安全管理規程(昭和63年千葉県消防局訓令(甲)第6号。以下「規程」という。)第17条に基づき、職員が行う各種訓練及び演習(以下「訓練等」という。)及び消防活動における安全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

(訓練等の計画的実施)

第2条 所属長は、千葉県消防職員教育規程(平成8年千葉県消防局訓令(甲)第2号)第5条第2項に定める教育訓練計画に基づき訓練等を計画的に実施し、安全管理に努めるものとする。

(安全管理の基本姿勢)

第3条 所属長は、消防における安全管理の重要性を認識し、訓練等においては規程第6条に定める安全責任者及び規程第7条に定める安全担当者(以下「安全責任者等」という。)並びに消防活動においては千葉県消防警防規程(昭和59年千葉県消防局訓令(甲)第19号。以下「警防規程」という。)第4条第3項各号に定める小隊長、中隊長及び大隊長(以下「各級指揮者」という。)を指揮監督し、各種事故防止に努めるものとする。

2 安全責任者等及び各級指揮者は、平素から安全管理業務に関する自己研修に努めるとともに、職員に対する安全指導並びに消防資機材等の適正な管理及び取扱いについて教育し、訓練等及び消防活動における安全管理に努めるものとする。

3 職員は、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、指示された安全対策に従い、積極的に自己の安全確保に努めるものとする。

(安全管理の原則)

第4条 各級指揮者及び職員が行う安全管理の原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各級指揮者は、隊員の掌握に努めること。
- (2) 安全は自ら確保すること。
- (3) 安全を優先して活動すること。
- (4) 気力を充実すること。
- (5) 単独行動を慎むこと。
- (6) 現場規律を厳正に保持すること。
- (7) 消防装備は、完全に装着すること。
- (8) 消防資機材等の機能を知り正しく操作すること。
- (9) 状況の急変化においても冷静さを失わず安全確認を行うこと。
- (10) 過去の事件事例等を教訓とすること。

第2章 訓練等における安全管理体制

(安全責任者等)

第5条 所属長は、次の各号に掲げる訓練等を実施する場合は、当該訓練等を主に担当する

安全責任者等を指名し、当該訓練等の安全確保にあたらせるものとする。

- (1) 高所における訓練等
- (2) 濃煙、熱気内等における訓練等
- (3) その他、安全管理上必要と認める訓練等

2 2以上の所属にまたがり訓練等を実施する場合又は消防局長が別に指示する訓練等を実施する場合は、当該訓練等を計画する所属長が安全責任者等を指名するものとする。

(安全員)

第6条 安全責任者は、訓練等の規模及び内容により、安全担当者だけでは安全管理が十分にできないと予想される場合は、当該訓練に必要な知識及び技能等を有する者の中から適任と認める者を安全員として指名するものとする。

2 前項の安全員の配置基準は、概ね訓練者20名に対し1名を配置ものとする。ただし、訓練等の規模及び内容により安全責任者が必要と認める場合は増減することができるものとする。

(総指揮者)

第7条 所属長は、訓練等を実施する場合は、総指揮者を指名するものとする。

2 2以上の所属にまたがり訓練等を実施する場合又は消防局長が別に指示する訓練等を実施する場合は、第5条第2項に準じて指名するものとする。

(安全責任者の職務)

第8条 安全責任者は、訓練等を実施する場合は、事前に安全担当者と安全管理について協議するとともに、総指揮者へ必要な事項を助言するものとする。

2 安全責任者は、次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 訓練等の計画内容の点検
- (2) 施設、場所及び環境等の事前確認
- (3) 消防資機材等の点検状況の確認
- (4) 安全管理に関する着眼事項の指導及び助言
- (5) 安全員の配置及び統括
- (6) 安全監視、危険要因の排除及び行動規制等の措置
- (7) その他安全管理に関する事項

(安全担当者の職務)

第9条 安全担当者は、訓練等においては安全管理の推進者として、安全責任者を補佐するとともに、安全員を指揮監督するものとする。

(安全員の職務)

第10条 安全員は、安全担当者の指示を受け、訓練等の安全管理に関する事務を補助するとともに、担当面の安全確保を行うものとする。

(総指揮者の職務)

第11条 総指揮者は、計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練等の実施状況を的確に把握し、事故防止に努めるものとする。

第3章 消防活動における安全管理体制

(現場最高指揮者が行う安全管理の原則)

第12条 警防規程第16条に定める現場最高指揮者が行う安全管理の原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の覚知内容から判断して危険が予測される場合は、出動指令の際に消防隊に対して安全確保について必要な指示を行う。
- (2) 先着隊の現場情報に基づき危険が予測される場合は、消防隊に対して安全確保について必要な指示を行う。
- (3) 危険物、高圧ガス、NBC災害等に関する事前情報又は現場情報を得た場合は、消防隊に対してその情報を周知徹底する。
- (4) 災害状況、現場情報等に基づき安全確保のため必要があると判断した場合は、増強部隊の出動を要請する。
- (5) 災害状況、現場情報等に基づき消防活動の安全確保の上必要と認める場合は、警察、電気、ガス、その他関係機関に対し出動を要請する。

(安全管理の要領)

第13条 現場最高指揮者、各級指揮者及び隊員の消防活動における安全管理の要領は、概ね次のとおりとする。

- (1) 現場最高指揮者は、消防隊の安全確保を主眼とした活動方針を決定するとともに、災害の推移に応じ活動部隊の行動規制に配慮する。
- (2) 各級指揮者は、予防査察及び警防調査等で知り得た消防活動上必要な情報を速やかに現場最高指揮者に報告するとともに、常に他の指揮者との連携を密にし、相互に安全を確保する。また、災害の推移により活動現場等において危険が予測される場合は、現場最高指揮者に報告するとともに、必要に応じて安全対策について進言して、その危険を排除する。
- (3) 隊員は、自己小隊長の指揮を受け、消防資機材等の正しい操作及び消防対象物等の施設の有効活用を図り、自己の安全確保に努める。

第4章 安全管理業務

(安全管理計画の作成)

第14条 訓練等実施計画には、訓練等の規模及び内容に応じて事前に安全責任者等と協議して作成する安全管理計画(様式第1号)及び別表に掲げる安全点検事項を基本として作成する実施前、実施直前、実施中、実施後の4段階に区分した安全点検表(様式第2号)を添付するものとする。

(安全管理の留意事項)

第15条 安全責任者等は、前条の安全管理計画及び安全点検表に基づく点検、確認を行うほか、概ね次の要領により安全管理を行うものとする。

- (1) 訓練等の計画時及び実施前の安全対策
 - ア 訓練等の規模及び内容を十分理解の上、その実施場所及び施設等を選定する。
 - イ 参加者に対して安全対策について事前教育を徹底する。
 - ウ 訓練等の実施場所、施設及び消防資機材等の安全点検を行い、不備を認めた場合は

整備を行う。

エ 危険が予想される訓練等は、ネット、ロープ等の保安器具を有効に活用するとともに、緊急時の救護態勢を整える。

オ 訓練等の要救助者は、原則として人形を活用する。ただし、これによらない場合は、十分な安全措置を行う。

(2) 訓練等実施直前の安全対策

ア 参加者の服装点検、実施場所及び施設の安全点検、消防資機材等の機能点検を行い、異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずる。

イ 参加者の健康状態を的確に把握し、必要なときは訓練等から除外又は任務の変更を行う。

ウ 参加者に対して、訓練等実施中の安全確保について徹底する。

エ 危険が予想される訓練等では、使用する保安器具を点検し、安全を確認する。

(3) 訓練等実施中の安全対策

ア 訓練等の指揮系統及び進行管理を明確にして、厳正な現場規律を保持する。

イ 安全員を適正に配置して、安全指導と監視体制を確保する。

ウ 参加者の身体的状況及び疲労度の観察を行い、必要に応じて適度に休憩させる。

エ 参加者の不正確な姿勢及び動作並びに不確実な消防資機材等の操作及び取扱いを認められた場合は、直ちに矯正するとともに厳格な態度で安全指導を行う。

(4) 訓練等実施後の安全対策

ア 使用した施設及び消防資機材等の点検整備を確実にを行う。

イ 使用材料等は、確実に処理する。

ウ 安全対策に関する成果を検討し、以後の安全対策の資料とする。

(安全責任者等の措置)

第16条 安全責任者等は、訓練等が安全確実に実施されるよう監視するとともに、安全管理計画及び安全点検表による点検、確認の結果、改善点等を認められた場合は、総指揮者と改善措置等について協議し、直ちに必要な措置を講じ、安全の確保に努めるものとする。

2 前項において、事故発生の危険があるときは、参加者に対して訓練等の中止等必要な措置を講じなければならない。

(訓練等の事前教育)

第17条 安全責任者等及び総指揮者は、訓練等を実施する場合には、参加者に対して訓練等の内容及び方法の説明を十分行うとともに、展示又は個人指導等必要な事前教育を行うものとする。

(訓練等終了後の検討)

第18条 安全責任者等及び総指揮者は、訓練等の終了後、必要があると認める場合には訓練等の参加者の一部又は全部の参加を求め、事後検討を行うものとする。

第5章 記録等

(記録等)

第19条 安全責任者等及び総指揮者は、次に掲げる訓練等の安全管理に関する記録を整備

し、必要に応じ所属長に報告するものとする。

- (1) 安全管理計画及び安全点検表に関する記録
- (2) 訓練等において講じた安全管理上の措置に関する記録
- (3) 事後検討に関する記録
- (4) その他訓練等における安全管理に関する記録

第6章 雑則

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日9千消警第504号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月28日14千消警第298号) 抄

1 この要綱は、平成14年10月28日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日16千消警第484号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月30日26千消警第220号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

安全点検事項

区分	点検内容
実施前	<ul style="list-style-type: none"> ○実施場所は適当か ○使用施設は安全か ○内容に無理はないか ○指揮系統、進行管理に無理はないか ○職員の編成はこれでよいか ○職員は訓練等の種別、内容に応じた人選をしているか ○職員の健康状態は良好か ○職員の服装はこれでよいか ○消防資機材等の種類、数量はこれでよいか ○保護器具の活用はこれでよいか ○使用材料等はその特性に応じた取扱いをしているか ○消防資機材等是有効に使用できるか ○警戒員の配置の必要はないか ○緊急時の救護態勢の必要はないか ○降雨等の気象状態に対する配慮はこれでよいか ○職員に訓練等の実施要領を周知徹底したか ○訓練等の規模及び内容に応じた安全教育を実施したか ○安全委員会の審議を受ける必要はないか
実施直前	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の服装点検及び準備運動は実施したか ○職員の健康状態に異常はないか ○職員は訓練等の実施要領を熟知しているか ○実施場所は整理整頓されているか ○使用施設の事前点検は実施したか ○消防資機材等及び使用材料等の事前点検は実施したか ○保護器具の事前点検は実施したか ○警戒員の配置はこれでよいか ○降雨等の気象状態に対する措置はこれでよいか ○職員に対して訓練等実施中の安全確保について再徹底したか ○安全員に対して安全管理事項の再指示をしたか ○安全員の配置はこれでよいか
実施中	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の服装に乱れはないか ○職員に疲労はないか ○職員は冷静な行動をしているか ○職員は常に安全意識を持って行動しているか ○進行管理に無理が生じていないか ○指揮統制は保持されているか ○現場規律は保持されているか ○保護器具は有効に活用されているか ○消防資機材等及び使用材料等に係る危険性が生じていないか ○使用施設に損傷は見られないか ○消防資機材等に損傷、故障は生じていないか ○降雨等の気象状態に対する措置を変更、修正する必要はないか ○安全員の配置は適切か ○安全員の監視体制はこれでよいか
実施	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の健康状態に異常はないか ○使用施設を点検したか ○消防資機材等を点検したか

後	<ul style="list-style-type: none">○使用材料等は安全に処理したか○安全管理はこれでよかったか（反省、検討）○安全委員会を開催して、反省、検討する必要はないか
---	---

(様式第1号)

安全管理計画

実施日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分									
実施場所										
安全責任者 階級氏名										
安全担当者 階級氏名										
安全員 階級氏名										
訓練等の 種別及び 内容	訓練等の種別						自練 衛指 消導 防訓	市防 民訓 等練 の指 消導	消 火 実 験	そ の 他
	基 本	火 ぎ 災 よ 防	救 助	救 急	水 難	合 同				
総指揮者 階級氏名						参加人員数				
使用施設										
使用資器材										
特に配意 しなければなら ない安全管 理事項										

(様式第2号)

安全点検表

区分	点検内容	良否
実施前		
実施直前		
実施中		
実施後		